

質問	回答	
定義について		
建築物の定義は具体的にどのようなものか。	建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいい、内容は以下のとおりです。 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むものとする。	
R7更新	建築物が存しない敷地で、ブロック塀・門などの倒壊等の危険がある場合は対象となるか。	別の補助制度があります。詳しくはご相談ください。
廃屋の定義における「損壊等により現に居住その他の用に供することが困難であるもの」とは具体的にどのようなものか。	廃屋は建築物であることを前提としていますが、損壊により屋根が崩落している、壁・柱が破断して倒壊しているなど、損壊等により建築物とはみなせないような状態であること、又はそのおそれがあることをいいます。詳しくはご相談ください。	
廃屋の定義における「状態が不良」、危険廃屋の定義における「状態が著しく不良」とはどのように判定するのか。	「薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付実施要領」第1条においてその測定方法を定めており、評点により判定します。	
不良の判定(評点)は、誰が行うのか。	職員が現場調査を実施し、「薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付実施要領」第1条に基づき評点を行います。	
危険廃屋の定義中「公園その他これらに類するもの」とは具体的にどのような場所か。	公園・広場などの人が集まるような場所です。空き地であっても常時人がいるような場所であればこれに含む場合があります。詳しくはご相談ください。	
健全な建築物であっても認定廃屋となる可能性があるか。	判定委員会にかけられるものは廃屋であることが必須です。よって、健全な建築物が認定廃屋となることはありません。	
認定廃屋において、廃屋等判定委員会で審議できる廃屋の定めはあるか。	「薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付実施要領」第2条において定めています。	
R7更新	景観支障廃屋の定義における「特に景観を保全する必要がある地域」とは具体的にどの地域を指すか。	「薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付実施要領」第3条において定めており、甑島全土としています。
R7更新	景観支障廃屋について、その対象を甑島に限定するのはなぜか。	甑島は準景観地区の長目の浜があるほか、甑島全土を国定公園に指定されており、景観を守る必要があることを踏まえています。

補助対象者について		
	市外居住者でも申請者となりうるか。	要綱第4条に該当する方であれば市外居住者でも申請者となることができます。
	市外居住者が申請者となる場合など、薩摩川内市での市税の納税義務がない場合は。	税務課で発行する未納がないことの証明書を添付してください。
R7更新	所有者等から委任を受けた者、とはどのような者か。	例えば、登記簿の所有者が複数名記載されている場合や、申請者が第三者の場合等です。
R7更新	相続権者が複数の場合、その全てから委任を受ける必要があるか。	全ての相続権者から同意を得て、様式第3号確約書を添付する必要があります。
	法人が所有する廃屋を申請することができるか。	原則、法人が所有する廃屋は申請できません。ただし、その法人が倒産等により現存しないなど、特殊なケースにつきましてはご相談ください。
R7更新	補助対象者で「市長が適当と認める者」とはどのような場合か。	建物所有者又は委任者を申請者とできない場合で、法定相続人、納税管理者、土地所有者、自治会長などからの申請も受け付ける場合があります。ただし、この場合、所有者等関係人からの確約書など別途書類を求める場合があります。詳しくはご相談ください。
R7更新	様式第2号誓約書に「危険廃屋等の所有者が、当該家屋の所在する土地の所有者でない場合は、土地所有者の同意書を添付すること」とあるが、同意書が必要となるのはどのような場合か。	土地所有者の同意書は、土地所有者と家屋所有者が異なる場合に必要です。
補助対象工事について		
	登記事項証明書に記載があるにも関わらず、抵当権の効力が失効している、とはどのような状態か。	債務者が債務を弁済(ローンを完済)した場合、抵当権の効力は失効します。登記事項証明書に抵当権の記載があっても、債務を弁済したことを確認できれば対象とする場合があります。詳しくはご相談ください。
	自主施工による解体撤去は対象となるか。	解体撤去工事は分別解体および適正処理が義務付けられており、自主施工ではこれが困難であること、また自主施工は補助対象工事に要する経費が明確でないことから、対象外とします。
R8更新	災害等により使用不能となった建築物等は対象となるか。	災害等が原因で空き家(危険廃屋)になった場合は、原則、対象外としていますが、詳しくはご相談ください。
	設備機器、住器、家財道具の撤去処分は対象となるか。	建築物の解体撤去に伴うものについては対象とします。
	現に居住その他の用に供している(使用している)建築物の一部を解体する場合は対象となるか。	対象となりません。
R7更新	現に居住その他の用に供している(使用している)建築物と同一敷地内に存する附属建物(車庫、倉庫等)の解体工事は対象となるか。 ※同一敷地とは、建築基準法による。	対象となりません。

補助金の額について		
R7更新	補助金の額が対象によって異なるのはなぜか。	景観支障廃屋は危険廃屋等のなかでも、特に景観を保全する必要がある地区(甌島全土)に存するものであり、より一層の解体撤去の促進が必要であることから、補助対象額を違えています。
R8更新	補助上限額に10万円加算されるのは、どのような場合か。	緊急的に速やかな解体・除却が求められる空家で、現に瓦が落ちて周辺住民の方に危険を及ぼすものなど、薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付要領において規定する基準を満たすものです。
	「補助金の交付回数は、同一敷地につき1回限りとする」とはどのようなことか。	例えば、敷地に住宅と倉庫があり両方も解体撤去する場合、工事を2回に分けても(時期をずらしても)両方に補助金の交付はできない、ということです。詳しくはご相談ください。
	「補助金の交付回数は、同一所有者につき1回限りとする」とはどのようなことか。	たとえば、同一所有者が借家を複数棟所有している場合、これのそれぞれに補助金は交付できない、ということです。詳しくはご相談ください。
その他		
H29更新	事前相談は可能か。	現地調査を行い、危険廃屋に該当するかの回答をしますので、できるだけ事前相談をお願いします。なお、認定廃屋については廃屋判定委員会にて審議しなければならないため、事前相談の時点で該当するかの回答はできません。